

第8節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF : Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリの OECD 内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012 年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATF のメンバーは OECD 加盟国を中心に 2025 年 6 月現在、38 か国・2 地域機関である（ロシアに対しては 2023 年 2 月より加盟停止中）。

FATF の主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF 勧告）の策定及び見直し
- ② FATF メンバー間における FATF 勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF 非メンバー国・地域における FATF 勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF 全体会合は通常年 3 回（2 月、6 月、10 月）開催され、FATF 勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国の Head of Delegation は財務省が務める）。なお、2022 年 6 月以降、金融庁羽瀨国際資金洗浄対策室長が PDG 共同議長を務めている（現在 2 期目。任期は 2026 年 6 月まで）。金融庁の FATF の常設作業部会共同議長への就任は、FATF 創設以来、初である。

- ① PDG (Policy Development Group) : 政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group) : 相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG (International Cooperation and Review Group) : 高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG (Risk, Trends and Methods Group) : マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group) : FATF 型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATF は、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、国際基準である 40 の勧告の遵守状況について相互審査を行っている。2014 年に実施された第 4 次審査では、法令等整備に係る形式基準の遵守（TC : Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する 11 項目の有効性（Effectiveness）も審査された。2021 年 8 月に第 4 次対日審査報告書が公表されたことを契機として、2021 年 8 月以降、政府は今後 3 年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・

公表している（2024年6月17日には「2024-2026年度」版を公表）。さらに、2022年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

次回の第5次相互審査では、フォローアップのプロセスが厳格化されており、全11個ある有効性評価の審査項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が、第4次審査での「5個以上」から「6個以上」に増加している。また、相互審査報告書に加え、4段階評価のうち下から2つの評価となっている法令等遵守状況（TC）及び有効性評価（IO）の項目に対して、各2～3個程度のKRA（Key Recommended Actions）を達成期限付きで設定する「KRAロードマップ」を作成することとされている。このロードマップのもとで、通常フォローアップ国は、3年後に自己評価を行う一方、重点フォローアップ国は、3年後に進捗報告書を作成し、未達項目がある場合は、ハイレベルミッションの派遣や、国名公表、メンバーシップの停止・除名といった追加措置が段階的に発動されることになっている。

評価手法については、第4次審査から導入した有効性の審査に焦点を置いており、全11項目の評価項目を維持し、被審査国のリスクや第4次審査を踏まえて、重点審査分野を絞り込むこととしている。他方、法令等整備に係る形式基準の遵守（TC）の審査については、全40項目中、改訂された勧告、及び、被審査国の法制度に変更があった勧告のみの実施に簡素化し、それ以外の項目は第4次審査及びそのフォローアップでの評価を持ち越す。日本は、引き続き、第4次対日審査に関するフォローアップ及び第5次対日審査に向けた準備作業を進めていく。

Ⅱ 主な議論

1. 概論

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、2024年4月に今後2年間（2024年～2026年）の新たなFATFの優先事項を記載した大臣宣言を採択・公表し、①より焦点を絞ったリスクベースによる第5次相互審査の実施、②FATF Global Networkの有効性・結束強化（FATF型地域体支援）、③FATF基準の効果的な実施支援（実質的支配者の透明性向上、財産回復、テロ資金供与対応、拡散金融対応、NPO・金融包摂）、④金融分野の発展に対するモニタリング及びその対応（暗号資産、クロスボーダーの送金透明性向上、CBDC、データ保護規制との調和）、に注力している。

こうしたなか、金融庁では、実質的支配者の透明性向上、犯罪収益の効果的な回復、クロスボーダーの送金透明性向上、NPO、金融包摂などに関するFATF基準の改定や、暗号資産への対応などの優先事項を含めて、官民連携のもと、FATFにおける政策立案の議論に積極的に貢献しつつ、PDG議長国としても議論を主導している。

2. クロスボーダー送金にかかる課題への対応と勧告 16 改訂に係る取組

2025 年 6 月、FATF は決済手段や決済事業者の多様化が進む中、FATF 基準の原則である競争条件の公平性を確保しつつ、関連規制の抜け穴を防ぎ、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止すること等を目的に、勧告 16 改訂（Payment transparency）を最終化した。加えて、同改訂により、勧告 16 が AML/CFT のみならず、拡散金融や詐欺の防止・摘発も対象としている旨が明確化された。改訂の主要な項目は、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性の確認、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤クロスボーダーにおける現金引き出しへの限定的な基準の適用などである。本改訂は令和 6 年（2024 年）・令和 7 年（2025 年）と 2 度に及ぶ市中協議結果を踏まえたものであり、今後 FATF では、改訂要件の円滑な実施のため、詳細内容を含めたガイダンスの作成を進めていくとともに、民間ステークホルダーとの対話を継続していく予定である。金融庁としても引き続き官民連携のもと本取組みに積極的に参画していくとともに、PDG 議長国としても議論を主導していく。

金融庁は、本件を始め FATF 基準の改訂を担当する PDG の共同議長国として、FATF における議論の取り纏めやグローバルなステークホルダーとの対話に貢献している。また、金融庁では、AML/CFT 及びクロスボーダー送金のコストやスピードなど他の政策目的との両立や民間金融機関への意図しない悪影響の防止といった観点から、国内の業界団体等と緊密な意見交換を行っている。

3. 暗号資産に関する議論

2019 年 6 月、暗号資産に関する FATF 基準の採択を受け、PDG 傘下に暗号資産コンタクト・グループ（VACG）が設立されている。同グループは、設立以降、業界との対話及び基準遵守に向けた官民の取組のモニタリング等を行っており、設立以降、当庁が共同議長職を務めている。

2025 年 6 月、暗号資産に関する基準（勧告 15）実施促進の観点から、FATF 加盟国及び暗号資産関連サービスの活動が著しく重要なその他の法域を対象に、各法域における暗号資産に関する FATF 基準の実施状況を整理した一覧表に加え、トラベルルールを含む FATF 基準実施促進に向けた方策や、ステーブル・コイン、DeFi、アンホステッド・ウォレットを含む P2P 取引等の新たなリスク等について取り纏めた年次モニタリング報告書を公表した。

引き続き金融庁は、G7 や G20 の期待も踏まえ、暗号資産に関する FATF 基準実施促進や、暗号資産市場に関する新たなリスクへの対応の検討など FATF での取組に貢献していく。